

控室

首都圏大学非常勤講師組合

TEL 090-9381-0599 FAX 03-6745-5622
 URL: <http://hijokin.web.fc2.com/>
 e-mail: union_daigaku_hijoukin@yahoo.co.jp

〒231-0062
 横浜市中区桜木町3-9
 平和と労働会館3F
 郵便振替口座
 00140-9-157425
 大学非常勤講師分会

本号の主な内容

◆日大闘争の成果(5面) ◆労働契約法19条2号に光(6面) ◆団交報告(9面)

無期転換問題をめぐる情勢と課題

志田昇(首都圏大学非常勤講師組合書記長)

〔1〕全体の情勢

非常勤講師の5年上限は、全国のほとんどの大学で撤回させました。一方で、無期転換申込は少数にとどまっています。非常勤職員は、東大のように雇用を守ることができたところと東北大のように大量の雇い止めを出したところに分かれました。

(1) 非常勤講師に関しては、10年ルールを巡る攻防が激化しています。現在、首都圏では

10年ルールが提案された約40大学中16大学が5年で無期転換申込を認めましたが、3大学が撤回を拒否し、残りの大学は様子見を決め込んでいます。

(2) 全体としては、雇用が安定したが、一部の職種では、かえって不安定になりました。

例えば、有期雇用の大学常勤(フルタイム勤務)教員。組合に相談があっただけで、慶応大(訪問講師)・横浜国大(准教授)・洗足学園(教授)・目白学園(准教授)・日大(助教)、昭和女子大(教授)、神奈川大(助教など)などの8つの事例があります。

〔2〕無期転換逃れの横行

(1) 数は多くありませんが、5年上限による無期転換直前の雇い止めをする大学が残っています。

(2) 非常勤講師に対して10年ルールを悪用する大学が、首都圏でまだ20大学以上残っています。ただし、明確な撤回拒否は、3大学のみです。

(3) クーリング(空白期間の設定)による無期転換逃れも横行しています。S学院など。東京G大も半年空いていることを理由に無期転換拒否。なかにはクーリングに応じたら半年後に復帰させると言う大学もあります。

(4) 無期転換すると不利益変更すると脅す場合も。

① 定年引き下げ—無期転換すると、65歳に定年を引き下げる大学もあります。H大など。

② コマ減—無期転換の際にコマ減をする大学もあります。

(5) 偽装請負による無期転換逃れ。東京工芸大、藝大、東工大、海洋大など。

〔3〕対策

(1) 宣伝・相談会活動—首都圏非常勤講師組合・日大ユニオンは、毎月無期転

換相談会を開催し、毎回10～20名が参加しています。

(2) 無期転換の利益は以下のような点があります。

① 解雇の回避努力の義務が生じる。(筑波大)

この間の交渉では、組合の主張を認め、「無期転換後の雇用の終了に当たっては、労働契約法第16条の規定が適用され、客観的に合理的な理由や社会通念上相当であることが必要となります。したがって、このような事由が生じた場合であっても、大学としては雇用の終了をできるだけ避けるよう努力することとしています」(平成30年10月18日、筑波大学、非常勤講師各位への通知)という回答もありました。

② 無期転換後の不利益変更は禁じられているので、授業のコマ配置は無期転換を申し入れた人を優先する(駒澤大学など)大学もあります。無期転換後、待遇改善が容易になります。

③ 使用者側が無期転換を嫌っているのが、無期転換が労働者に有利な何よりの証拠です。

(3) 夙潰し団交で、全大学に5年で無期転換申込権を認めさせていきます。

〔4〕首都圏の到達点

5年上限による雇い止めは、今年に関してはほぼ阻止しましたが、「10年ルール」との闘いが焦点になっています。

<5年で無期転換を認めた大学>大半の国公立大(一橋大、筑波大、東京外語大、東京学芸大、東京農工大、埼玉大、茨城大、千葉大、宇都宮大、山梨大、電気通信大、首都大、都留文科大、山梨県立大など)。大半の私立大(早稲田、明治、法

政、立教、駒澤、日大、立正、玉川学園、昭和女子大、武蔵大、国士館、國學院、拓殖大、桜美林、尚美大、城西大、成城大、工学院、千葉工大、東京工科大、関東学院、学習院、学習院女子大、聖徳大、北里研究所、植草学園、大妻女子大、青山学院〔2020年から5年上限〕、明治学院〔今後は5年上限〕など。

<上限による雇止め>

共立女子大(5年上限)、上智(個別の一律5年上限)、成徳大(3年上限)など。

<10年ルールを撤回また棚上げして、5年で無期転換を認めた大学>

芝浦工大(2016年2月26日)、法政大学、明治大学、獨協大(2018年6月3日)、大東文化大(6月18日)、聖学院(6月26日)、武蔵野大(6月28日)、東京理科大(6月29日)、成蹊大(7月27日)、桐朋学園(8月12日)、流通経済大(9月14日)、横浜国大(10月4日)、文教大(10月5日)、東京農大(10月24日)、東邦大学(10月30日)、神奈川大(10月16日)、現在16大学

<10年ルールの撤回を拒否した大学>
中央大、慶応、東海大。

<撤回を検討中の大学>東大、御茶の水大、東経大、東洋大、目白学園。

<10年ルールに関してこれから交渉する大学>

専修大(研究開発力強化法、団交申し入れ済)、高崎大(任期法及び研究開発力強化法、団交申し込み済)、信州大(団交申し入れ済)、フェリス、東京国際大、国立音大、清泉女子大、昭和音楽大、二松学舎、日本女子大、東京都市大、武蔵野音楽大、埼玉学園大、開智国際大、川村学園女子大など。

【5】交渉のポイント

法律の条文だけでなく、文科省の「公布通知」（2013年12月）や厚生労働省と文科省の連名で出した「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例について」（2014年4月）文書などを示して「いわゆる非常勤講師」には10年ルールが適用されないことを当局に納得させることが重要です。

法律の解釈だけだと、平行線になる場合が多いので、文科省の解釈は、大学当局にとって絶対の基準なので、文科省の文書に基づく説得が効果的です。

(1) 研究開発力強化法は、「いわゆる非常勤講師」には適用されません。『有期雇用教職員の労務管理(改訂版)』(弁護士井川一裕)を参照してください。文科省も同意見だそうです。

(2) 研究開発力強化法は、職員に関しては、「研究開発に係わる業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る)」に携わる職員にしか適用されません。

(3) 任期法が適用されるのは、①流動型(多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職)、②助教、③プロジェクト型の3種類のいずれかに該当する場合のみです。

「任期法に基づき労働契約において任期を定める場合には、以下のいずれかに該当することが必要」(「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例について」平成26年4月)とされています。任期法第4条も参照してください。

特に人材の入れ替えが必要ない職に「流動型」として任期制が導入されたり、非常勤講師にだけ任期制が適用されていたり、プロジェクト型なのに、プロジェ

クト名も研究計画もなかったりする場合、単なる無期転換逃れの疑いがあります。

(4) 予め任期に関する規則が作られていない場合は、10年ルールは無効。

「あらかじめ当該大学に係わる教員の任期に関する規則を定めるなど、適切に運用する必要があります」(「特例について」)。任期法第5条「あらかじめ当該大学に係わる教員の任期に関する規則を定めておかなければならない」とされています。

(5) 規則制定以前に遡って、任期法を適用することはできません。

早稲田(2014年以降10年ルール)、法政(2017年以降、10年ルール)。立教大(2016年以降、10年ルール)などは、この点は認めているものと思われませんが、さらに、10年ルールの完全撤回を求めます。

(6) 文書による同意が必要で、規則に書くだけでは無効です。

労基法や労働基準法は、自動的に適用されるが、任期法の適用には、規則に書くだけでなく、本人の同意が必要です。

任期法第4条「任命権者は、前項の規定により任期を定めて教員を任用する場合には、当然任用される者の同意を得なければならない」とされています。

任期法制定当時の文科省の見解によれば、「本人の合意は当然の前提」「私立大学においても、すでに当該ポストに雇用されている教員に新たに任期を定める場合には、労働契約を変更するかあるいは新たな労働契約を締結する必要があり、規則に記載したからと言って、直ちに影響は及びません」(「大学の多様な発展を目指してVI——大学の教員等の任期に関する法律の解説とQ&A」58頁)とされています。

文科省の担当者も出席したセミナーの文書「大学・独立行政法人のための緊急開催！『労働契約法の特例』」（2014年3月12日）によれば、「雇用契約書等に労働契約法の特例対象者であることの明記を！」として、同意した旨の「署名もしくは記名押印をもらっておくといい」としています。

「改正強化法第15条の2による特例の対象者と有期労働契約を締結する場合には、相手方が特例の対象者となる旨等を書面により明示し、その内容を説明すること等により相手方がその旨を予め適切に了知できるようにするなど、適切な運用をお願いいたします」（「特例について」）。これは強化法に関するものですが、文科省の最近の「周知」文書によれば任期法の場合も同じです。

ところが、文書による明記、同意書への署名押印はほとんど行われていません。

(7) 10年ルール適用は、いったん5年で無期転換できる期待を抱いた者から、権利をはく奪する不利益変更なので、特に同意が必要です。

「いったん、労働者が雇用継続への合理的な期待を抱いていたにもかかわらず、当該有期労働契約の契約期間の満了前に使用者が更新年齢や更新回数の上限などを一方的に宣言したとしても、そのことのみをもって直ちに同号（労働契約法第19条第2号）の該当性が否定されることにはならない」（平成24.8.10厚生労働省通達）が当てはまります。

(8) 元々は、任期法は常勤教員のみ適用。

文科省の「公布通知」により非常勤講師にも適用できるとされましたが、非常勤講師のみに適用するのは法の趣旨に反し、単なる無期転換逃れと言わざるを得ません。現在も、公立大学法人化されていない「公立大学」の教員（地方公務員教員）の場合は、任期法の適用は「常勤に限る」とされています。

(9) 就業規則制定手続きの不備

過半数代表が適正に選出されている大学はごく少数なので、内容上違法性のある就業規則を手続きの不備を理由に告発する余地があります。

(10) 任期法適用の場合も、5年で無期転換申込は可能。

「本特例は通算契約期間が10年に満たない場合に無期転換ができないこととするものではありません」（「特例について」）とされており、仮に任期法が適用されても、5年で無期転換申込権を認めることは否定されていません。

(11) 「業務委託」の非常勤講師は、労働者と見なされ、5年で無期転換申込権が発生。

本物の業務委託の講師は授業の補助しかできません（文科省平成30年通知）。東大で9月以降労働者扱いになりました。

【6】交渉力アップのため、組合を大きくしましょう。

組合の交渉力は、最終的には組合員の数で決まります。雇用の安定と待遇改善のために、まだ入っていない人は、ぜひ加入しましょう。



日大闘争の成果

真砂久晃

10月17日に開催された日大との団交では、組合員の雇い止め2件が回避され、組合員への報復人事に対して謝罪がありました。本部決定が全てで、他者の意見に耳を傾ける気は毛頭なく、ゼロ回答が当たり前だった日大の対応に、少しずつ変化が現れて来たのです。我々の粘り強い努力は、着実に実を結びつつあります。10月28日の組合執行委員会で書記長の志田昇さんがおっしゃっていたように、この調子で邁進したいものです。

思い起こせば、第1回の団交では、当時の本部人事部課長が、会場に入る我々を睨みつけていましたし、弁護士の「ご意見は承りますが、」という高を括った物言いに、腹が立ったものです。問題があることさえ認めようとせず、徒に時間を引き延ばそうという日大側の魂胆が見て取れました。その団交の後、さくら水産での懇談会で、日大に勤務する組合員が、日大の突っぱね方はレベルが低過ぎてどうしたらいいかわからない、と途方に暮れていたのが印象的です。

みなさま、日頃から大変お世話になっております。今年になって、体重が8kg、ウエストは5cm落ちた真砂(マナゴ)です。組合ダイエットとでも申しませうか。(ただ、炭水化物は控えめにしております。みなさんもお試してください。)去年の11月に、私が三軒茶屋キャンパスで雇い止めを通告されてから、まさに疾風怒濤の1年が過ぎました。当初は、裁判を起こ

して、フジテレビのバラエティ番組バイキングに出演して、責任者を解任してやる、と息巻いていた私ですが、文科省のサイトに窮状を訴えたものの反応はなく、一人では何もできないことは認識していたので、同僚に引っ張られるように首都圏大学非常勤講師組合で活動を始め、みなさまのお世話になってきました。執行委員会や日大との団交やその他数々の会合に参加し、街頭でのビラ配り、参議院院内集会での発表、日大三軒茶屋キャンパスの過半数代表選挙の実施に問題があった事案に関して労基署への申告、記者会見、メディアからの取材、テレビ出演、裁判を起こし原告になり、予想通り日大から報復人事を受けましたが、日大側が非を認めました。おかげさまで、当初の目標のうち2つが叶ったのです。残るは、三軒茶屋キャンパス雇い止め責任者の解任ですが、これは5月21日に組合が日大に送付した緊急要求申入書の中に書かれています。実現を切望しています。

ビラ配りは2回やりました。どちらも日大問題を訴えるものでしたが、1回目は私のビラなど受け取ってくれる人はほとんどいません。2度目は日大を提訴した後で、多くの方に渡すことができました。記者会見は4回です。2月に三軒茶屋キャンパスを申告した後に行った初回は、取材に来るメディアが少なかったのですが、6月に日大を提訴した時には、テレビカメラ7台と多くの記者に来てい

ただけました。カメラのフラッシュが凄かったのを覚えています。私が出演したテレビ番組は、残念ながら、我々が取り組んでいる日大問題を正面から取り扱ったものではなかったのですが、少なくとも、問題の存在をアピールすることはできました。ところで、テレビ撮影は、局によってやり方が違いますね。NHKは1ヶ月以上かけて、何度も打ち合わせをしてじっくりやりましたが、TBSは、朝、電話があつて、その日の夕方に撮影、というぶっつけ本番。因みに、この日は、朝、日本テレビからの電話取材があり、TBSのテレビ撮影が終わってから、ネットニュースの取材もあるという、かつてないほど慌ただしい一日でした。

59歳から還暦にかけて、こんなにも多く、初めての経験をすると、人生、わからないものです。確かに疲れは溜まり

2017年11月、三軒茶屋キャンパスの英語非常勤講師15名全員雇い止めをはじめとする日本大学の同年度末での大量雇い止めの危機を受けて、首都圏大学非常勤講師組合は日大に出講する組合員からなるサブグループとして「日大ユニオン準備会」を起ち上げました。「準備会」と称しつつもすぐに団体交渉、説明会開催、学内や街頭での宣伝、院内集会参加など、実質的に組合として活動を開始し、この間にあきらかになった日大の「非常勤講師ゼロ化」(総授業数の2割=約4,000コマ削減と専任教員の授業負担6割増によって非常勤講師の残る余地をなくす)計画と対決しました。組合に加入した4学部8名の雇い止めについて2017年11月から毎月団交を行った結果、1名のみ撤回されましたが、残念ながら他の全員が2018年3月末

ますが、おかげさまで意識や視野が大きく向上しました。そもそも、お恥ずかしいことですが、30年近く大学で非常勤講師をやってきたのに、私は自分が労働者だとは考えていなかったのですから、意識革命と言っても過言ではありません。ただ、私が顕名して組合活動を始めた時、これは自分だけの問題ではない、という認識はありました。これまでの組合活動は、日大の非常勤講師雇い止めに対する大きな抑止力になっているはずですが、目立たないことですが、これは大いなる成果と言えましょう。

おっちょこちょいで何かとミスが多い私ですが、できる限りのことはやっていきたいと考えています。みなさま、これからもどうぞ、首都圏大学非常勤講師組合へのご支援をよろしくお願いいたします。

で実際に雇止めされ、最もコマ数の多かった者は250万円もの年収を失いました。

6月22日、三軒茶屋キャンパスで雇い止めになった4名、文理学部と経済学部をそれぞれ雇止めになった2名、また理工学部でコマ減となった2名の計8名のメンバーが地位確認と賃金の支払いを求めて日大を東京地裁に提訴し、9月20日に第1回口頭弁論が行われ、原告2名が代表して意見陳述を行いました。

9月23日、東京都台東区、「恐れ入谷の鬼子母神」近くの「入谷ホール」で日大ユニオン結成集会を開催、「準備会」の名は外れ、正式に「日本大学ユニオン」となりました。この時点でメンバーは約70名。集会では元副総長牧野富夫氏からの連帯のメッセージが読み上げられ、また日本大学教職員組合から副委員長吉原

令子氏はじめ支部長ら計4名が連続で祝辞を述べ、専任教員と非常勤講師の共闘を示しました。日大理事会にとっては圧力となったでしょう。日大の他には、組合と共闘関係にある神奈川労連横浜地区労、全国一般東京南部、東京大学教職員組合の各労組の役員と日本科学者会議東京支部役員、それから姉妹ユニオンである河合塾ユニオン、早稲田ユニオンの代表が祝辞を述べ、4名の国会議員、東京私大教連、理化学研究所労働組合からのメッセージが紹介されました。出席いただいたみなさま、祝辞を寄せていただいたみなさま、ありがとうございました。

おかげさまで、正式結成後初の10月17日の団交では2名の新たな雇い止めを防ぐことができました。

しかし昨年度末の雇い止めや減収は未解決のままです。第2回口頭弁論は12月13日(木)10時半から東京地裁709法廷で行われます。傍聴参加はじめ、広範な支援をお願いしたいと思います。とくに、法廷闘争を続けるための資金が不足しているので、カンパしていただくとたいへん助かります。カンパ口座はこの『控室』の最後のページに記載してある首都圏大学非常勤講師組合の口座と同一です。通信欄に「日大ユニオンカンパ」とご記入ください。何とぞよろしくお願いします。(日大ユニオン代表 志田慎)

労働契約法 19 条 2 号(期待権)に光

福岡労働局が河合塾に助言

佐々木信吾(副委員長、河合塾ユニオン書記長兼任)

河合塾福岡地区の世界史講師・松永義郎さんを無期転換直前に雇止めした学校法人河合塾に対し、福岡労働局は9月6日に「雇止めの合理性に疑いがあるので再度話し合うように」と文書で助言しました。NHKの地元の7時のニュースだけでなく、全国に報道もされたのですが、河合塾は各報道機関にも「労働局には、話しあう余地はないと告げた」と言い切ったそうです。そんな不遜な態度が許されるはずがないと驚き、団交でも確認したのですがやはり同じ回答でした。

化学の前田由紀子組合員や私の雇止めにみられるように、「人を雇う」ことにつ

いて、河合塾には根本が抜けているのですが、まずは今回の助言の意義をご紹介します。

第一に、風化しつつあった労契法 19 条 2 号(期待権)に、光が当たりました。しかも河合塾に特化せず、汎用性が極めて広い形で、です。労契法が改正されてから、5 年上限や 10 年上限(大学の任期法適用等)を付けて無期転換前に強引に雇止めする手法が横行しています。しかし今回の助言はこれまでの更新歴から「19 条 2 号該当性の可能性あり」と認め、「雇止めの合理性と社会的相当性に疑問あり」としたのです。世の「無期転

換前に切ってしまうのがよい」という風潮に対し、「そんなことは許されんぞ！」と一刀両断してくれたのです。また、助言文書の最後では「無期転換回避を目的とした雇止め」について慎重な対応が求められています。こちらは「お見通しだぞ！！」という書き方と言えるでしょう。ぜひウチの組合だけでなく多くの職種に応用して頂きたいです。各地の労働弁護士さん達からも絶賛を頂きました。

第二に、労働局の現場で最前線に立つ指導官・調整官の気概を私は強く感じました。松永講師と一緒に訪問した福岡労働局だけでなく、各地の労働局担当者からは「無期転換させない、という企みは許さない」とのコメントが異口同音に発せられ、その姿勢は明確でした。管轄している厚労省からGOサインも出ているようです。・・・ちなみに、次第に信頼をされてくると指導官らからは「会社ばかり相談に来るが、労働者が来てくれない」との愚痴まで出てきたので、相当にやる気であるようです。

もちろんこちら側も心がけるべきことはあります。労基もそうですが、労働局も当該問題を組合が団交で交渉中であつたり、労働委員会や裁判で係争中である

さて、河合塾自体は相変わらずの状況が続いています。前述の前田由紀子さんの場合も、松永さん同様アンケートを理由にした雇止めを受けました。内部の者ならそれがどれだけ恣意的に行われたかは直感的に分かるのですが、他の組合外の講師の裁判でさえ河合塾は評価基準を頑として出さないのです。福岡労働局の助言で「アンケートによる雇止めの合理

となかなか対応してくれません。労働局の助言・指導に関しては個人が顔と名を出して窓口に行くしかないのです。しかし無期転換妨害やその直前の雇止めに関しては、使用者側が労働局の調べに合理性を立証することが必須なので、労働者本人の負担が小さいことも事実です。しかも大抵の団交より解決は早いです(今回は助言まで5ヶ月と長めでしたが)。個人的には多くの人にお勧めしたいルートです。

助言の本文は河合塾ユニオン(検索ですぐ出ます)のブログに掲載しておきますので、断りなくお使い頂いて構いません。ただ、勇気ある当事者が顔と名前を出しているの、不当な攻撃を受けないよう可能な範囲の措置をお願い致します。



厚労省記者会にて。左から松永義郎組合員、松村比奈子委員長、志田昇書記長

性に疑いあり」とされても、それだけでは動かないと思われま

す。近年は約1300人中、毎年数名の講師が雇止めされてきましたが、愛知県労働委員会から中労委までに陳述書や証言を提供した組合内外の講師7名のうち、5名は既に雇止めされています。残る2人も昨年・今年と減コマ等の不利益変更をされています。評価の名を借りた、組合

潰しであると私たちは考えています。現在は中労委で審査中ですが、「労働委員会に復職等命ずる法的権限は無い」などと労働委員会にさえ牙をむくかのような態度を続けているように見えます。まだしばらくかかりそうです。

証人審問が近くなると、東京・名古屋だけでなく各地の移動が格段に増えて参

ります。願わくば(首都圏とは別に)河合塾ユニオン支援カンパを頂けたら助かります。また、定期的に応援して頂く「支援する会」にご加入下されれば望外の喜びです。電子振込などの際には、下記の口座番号をご利用下さい。

口座番号：00140-6-548898加入者名：河合塾ユニオン



団交報告(國學院大学、筑波大学)

まだ無期転換をためらっている非常勤講師は多いことだろう。その理由として、①今までも単年契約を繰り返してきたのだから、無期契約になっても実態が同じならメリットがない、②無期契約にすると逆に目をつけられて不利益を被るのではないかと不安、などといったことが挙げられるだろう。このふたつに対して、ちょうど回答となるような事例を報告したい。

ひとつは國學院大学。昨年度も英語科目の問題で団交し、継続雇用が約束されていたはずだった。ところが、夏休み中に英語担当の非常勤講師に届いた次年度の担当授業の打診は、大幅な授業数の削減と受け取れる内容となっていた。國學院では英語授業の外部委託が行われているが、昨年の団交でその拡大を食い止めたはずだった。そこで、組合は無期転換後の不利益変更は認められないとして、担当コマ数の維持を要求した。少ないパイの奪い合いになるとすれば、組合員の利益をまず守らなくてはならない。このため、団交申し入れに伴い、了承が得られた方のみ、組合員として名前を大学に

通告した。6名もの頭名は威力があったようで、大学からは頭名した英語担当者全員のコマ数を維持するという文書回答を得て、団交を回避することができた。英語以外の科目で再来年度予定されるコマ減は残っているが、こちらは持ち越しとなった。数の力も大きかったが、無期転換と同時の不利益変更はあっさりと阻止できたわけだ。

もうひとつが筑波大学。当初は無期転換の申し込みにも冷淡だったため、組合が書面で照会すると、その後になって受領証が発行された。ところが6月になって、教務担当の部署から出された通知には、無期転換は条件さえ満たされていれば認めるが、今後カリキュラム改編が予定されており、担当授業がなくなるのであれば無期転換後でも解雇は当然、という趣旨の文言があった。ここに至って、いよいよ団交申し入れとなった。団交の席上で大学側は、通知の内容の一部には大学としても問題があると認識していると言明し、単年契約を積み重ねてきたことによる期待権は尊重されなければならないし、まして無期転換後であれば担当

授業がなくなったからといって、ただちに解雇することは認められない、とまるで模範解答であった。その後、またしても教務担当の部署から、団交内容を無視するかのよう、今度は具体的な削減コマにも触れた内容の通達が出されたため、再度団交を申し入れた。ほどなく大学側は、先の模範回答を文書化して非常勤講師に配布し、労働契約法第16条を遵守して、無期転換後に不利益変更をしないように大学として努力するという姿勢を

改めてはっきりと示した。

これらふたつの事例は、無期転換してもやはりコマ減は避けられないのか、と非常勤講師を落胆させるものではあったが、無期になれば有期契約以上に労働条件の維持に対してより強い権利があつて当然であり、大学としてもあっさりそれを認めたという事例であったといえるだろう。条件さえ満たしているなら、無期申し込みは早めにすませたほうがいいよ。 (YKK)

加入案内 首都圏大学非常勤講師組合に加入しませんか？

東京近郊の大学や専門学校に勤務する本務校のない非常勤講師、または有期雇用の教員なら加入できます(専任教員の方もご相談ください)。性別, 年齢, 経験年数, 国籍を問いません。

加入すると、当組合が発行する対外向けのこの機関紙『控室』のほか、組合員向けの機関紙『組合通信』が配布され、最新の大学事情がわかります。加入金1000円と組合費の納入義務が生じますが、組合費は主として非常勤講師としての収入に応じて、月額800円から1500円となります。

加入申し込みは、組合HPで加入申込書をダウンロードしてご記入のうえ、FAXやメール添付でお送りください。

メールアドレス(加入申込・加入のご相談): union.jimukyoku@gmail.com

FAX 送信先: 03-6745-5622

送金先口座: ゆうちょ銀行 00140-9-157425 大学非常勤講師分会

ゆうちょ銀行口座からの口座間送金 記号001409 番号157425

他行からの振込 店名〇一九(ゼロイチキュウ)当座 口座番号0157425

[編集後記] 個人的な事情で『控室』の編集が遅れました。申し訳ありません。個人的な事情というのは編集子の来年度の雇用にかかわる出来事です。来年度はお

願いしないかもしれませんが、さすがにぐうの音も出ません。改めて自分の置かれた立場を思い知らされます。(行)